

平成 26 年 11 月 26 日

保護者様

大阪市立港中学校
校長 大塚英雄

インフルエンザ・感染性胃腸炎による欠席について

深秋の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、気温が下がり、空気が乾燥した気候になり、インフルエンザや感染性胃腸炎の流行する時期となっていました。

インフルエンザと感染性胃腸炎に罹患した場合は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。出席停止基準は下記のとおりです。

診断については、必ず医師の診察を受けて、学校へご連絡をお願いいたします。

出席停止基準

インフルエンザ	発症後（発熱した翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。							
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能							

インフルエンザ出席停止期間の例

		発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最短）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止 登校可能

感染症は、症状が消失した状態となった後でも、ウイルスが排出されている可能性があるため、周りの人が感染してしまう場合があります。感染症にかかった場合は、出席停止基準の期間お休みいただけますと、お子さまが十分療養できるだけでなく、周囲の感染症の拡大を防ぐことができます。